

平成 28 年 2 月 24 日
埼玉県都市整備部長決裁

共同生活援助を行う事業所の
市街化調整区域への立地に関する取扱指針

平成 28 年 2 月 24 日 制定
令和 4 年 10 月 31 日 一部改訂

共同生活援助を行う事業所の市街化調整区域への立地については、都市計画法第 34 条第 14 号により規定された、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不相当と認められるものに該当し、下記の要件を満たす場合には、開発審査会に付議することができる。

記

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う事業所であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

- 1 事業所の設置及び運営計画が、県・当該開発区域の存する市町村の障害者福祉施策に沿うものであり、関連基準に適合するものであること。
- 2 当該開発区域の存する市町村内又は隣接する市町村に障害者施設を運営している「社会福祉法人」等が、障害者が自立した生活を行うための事業所（共同生活援助事業所）として立地すること。
- 3 事業所の近隣に係る社会福祉施設があること。